

會社規定ノ解雇手當、外待ニ解雇慰藉料トシテ一人當リ三十円  
宛ヲ支給スルコト

一、衛生ニ関スル件

右ハ會社ニ於テ承認スルコト

一、田町工場ニ関スル件

解雇手當トシテ一人金百五十圓ヲ支給スルコト

右ハ從業員側ニ於テ撤回スルコト

一、田町工場從業員ニ関スル件

右ハ會社ニ於テ工場新設ノ場合ハ前田町工場從業員ニ對シ經濟上許  
ス限リ優先的ニ採用スルコト

一、臨時出勤ニ関スル件

臨時出勤ノ場合ハ二割増トスルコト

一、會社ハ田町工場内徹ニ基因スル大森 階ヶ谷西工場從業員ノ怠  
業中(大森工場七日間、階ヶ谷工場二日間)ノ日給ハ空働日給  
ノ五割ヲ支給スルコト

一、會社ハ争議團ニ對シ金一封トシテ金五千五百圓參拾圓也ヲ支給スル  
コト

112

勞秘 第六三五號

昭和三年六月二十二日

寫

警視總監 室田光雄

國務大臣 望月圭介 殿

社會局長 官 殿

京都大阪神奈川兵庫

千葉各府縣知事 殿

大同電氣株式會社勞傷争議解決後ノ動靜ニ関スル件

一、争議團ニ於テ十八日解團式ヲ行ヒ二十日より一部就業ス

要旨  
一、中央硝子側ハ二十日勞資會見セルモ交渉見ズ本日更ニ交渉ノ苦